

令和元年度決算における伊豆の国市健全化判断比率

(単位：%)

判断比率項目	判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.10
連結実質赤字比率	—	18.10
実質公債費比率	7.0	25.0
将来負担比率	50.4	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」にて記載

令和元年度決算における伊豆の国市資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
上水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
簡易水道等事業特別会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
下水道事業特別会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足額がないため「—」にて記載